

最高裁裁判官の任命手続きを！

制度改革の提言

日本民主法律家協会が主催した第55回司法制度研究集会(共催=自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、社会文化法律センター。協賛=全司法労働組合)は、「最高裁裁判官任命諮問委員会」による候補者推薦制と候補者に対する国会聴聞会制を導入し、内閣が最高裁裁判官を任命する際に人選の理由や裁判官の人物像を明らかにすべきことを提案しました。最高裁判所裁判官国民審査についても、信任・不信任・棄権を区別して投票できるようにする改革を提案しています。

制度改革はなぜ必要か

衆議院総選挙と同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査は、国民の公務員選定罷免権(憲法15条1項)に由来します。同時に、内閣の裁判官人事に対する国民によるチェック、間接的ながら司法への国民参加という機能を持ちます。このような重要な意味があるにもかかわらず、国民審査制度はその役割を十分發揮できていません。その理由のひとつと考えられるのは、審査対象となる裁判官の人物像や考え方、内閣が任命した理由、どのような事件でどのような判断をしたのかなどの情報が極めて乏しいことです。弁護士などの専門家でも、このような情報を得ることは容易できません。

今回の国民審査でも、審査対象となる裁判官2名は、いずれも就任から1年にも満たず、また担当した裁判も世間の目を引くようなものが余りありません。しかも今回の総選挙は、首相による解散権の乱用ともいえる唐突な状況で行われたため、裁判官の人となりを見極める時間がいつも以上に乏しい状態にあります。

さらに、内閣による最高裁裁判官の任命は、人選の理由やその過程などが不透明であるため、憲法の番人としてふさわしい人物が選ばれていないとの批判も少なくありません。

制度改革の方向

国民審査制度を十分に機能させるには、国民審査の際の情報提供を充実させ、わかりやすくすることや、投票方法も信任・不信任・いずれとも判断しがたい(棄権)の区別をできるように改めるべきです。最高裁裁判官の候補者が憲法の番人にふさわしい人物かどうかを私たちが見極めることができるようにするには、内閣が最高裁裁判官候補者の人物像や考え方、任命する理由などを国民に示すこと、最高裁裁判官候補者自身が自らの考えを明らかにする機会を設けることも重要です。

具体的な提案は、「法と民主主義」606号(2026年2/3月号)や日本民主法律家協会ホームページをご覧ください。また、以上の提案はあくまで試案ですので、皆様方からも、最高裁のあり方について様々な提言や意見をいただければ幸いです。

注目です!! 今後、最高裁大法廷で審理・判決されると見込まれる重要な裁判

①警備員欠格条項に対する違憲訴訟

家裁から保佐開始決定を受けた原告が、当時の警備業法の欠格条項により、警備員を続けられなくなり退職を余儀なくされた。欠格条項はその後に廃止されたが、廃止前から違憲であったとして国家賠償請求。岐阜地裁・名古屋高裁は原告の訴えを認めたため、国が上告。今年2月18日に大法廷判決が言い渡される。

②受刑者の選挙権剥奪に対する違憲訴訟

実刑に処せられている国民には選挙権を認めない公職選挙法の規定の違憲訴訟。東京地裁・東京高裁とともに合憲判決をしたが、過去には大阪高裁で違憲判決が出ている。今年1月21日に大法廷に回付。

③同性婚に関する違憲訴訟

同性同士の結婚を認めていない民法・戸籍法の規定の違憲訴訟。高裁では5件連続で違憲判決が出されたが、最後の東京二次訴訟で東京高裁が合憲判決。いずれ大法廷に回付され、初の憲法判断が下されると見込まれる。

★なお以上のほかにも、例えば夫婦同姓強制(選択的夫婦別姓)に関する違憲訴訟が下級審に係属しており、最高裁大法廷で3回目の憲法判断(過去2回は合憲)がされることになれば、判例変更も考えられる。

2026年
2月8日

第27回 最高裁裁判官国民審査

憲法と人権の壁を築くために…

主権者である私たちが、
最高裁を変えよう。



国民審査の期日前投票は、2月1日からです。ご注意を!

2026年2月8日、第51回総選挙の際に、最高裁裁判官の国民審査が行なわれます。主権者である国民として、最高裁のあり方の適・不適を判断する大切な機会です。石破政権が任命した裁判官2名が審査対象となります。

国民審査は、国民1人ひとりが、個別の裁判官を対象に、罷免すべきとして「×」を付けるか、あるいは付けないのかの意思を表明する制度です。そのことを通じて、主権者による最高裁のあり方への信任・不信任を明示することになります。

いま最高裁は、

■個人の尊厳・表現の自由・両性の平等・学問の自由・生存の権利、そして民主主義や平和等々の憲法に描かれた理想を実現する役割を果たしているでしょうか。

■裁判所にとっての生命ともいべき独立を堅持し、政治権力にも、社会的な権力や権威にも揺らぐことなく、法の正義を貫いていると言えるでしょうか。

■すべての裁判官が、自らの良心と法にのみ従った判断ができるよう、全国の裁判官の独立を尊重する十分な配慮をしていると言えるでしょうか。

日本民主法律家協会は、創立以来64年、司法問題にとりくんできた実務家と研究者の法律家団体として、このリーフレットを通じて最高裁の現状や裁判内容をお伝えし、厳しい目で正しく国民の審判をされるよう訴えます。

そうしてこそ、最高裁にその本来の使命を全うさせることができると考えてのことです。

日本民主法律家協会・国民審査プロジェクトチーム

大山勇一(弁護士)、北澤貞男(弁護士、元裁判官)、児玉勇二(弁護士、元裁判官)、澤藤統一郎(弁護士)、新屋達之(元福岡大学教授)、竹内浩史(弁護士、元裁判官)、豊川義明(弁護士)、西川伸一(明治大学教授)、森野俊彦(弁護士、元裁判官)



たかす じゅんいち
高須 順一

第二小法廷
弁護士出身
2025年3月27日就任

「一票の格差」訴訟

弁護士出身の高須順一氏は最高裁判事就任以来日が浅く、その資質や姿勢を見極めるべき十分な実績はまだ見えていない。では、就任以前の法律家としての経験に判断材料があるかといえば、これもきわめて乏しい。必ずしも同氏に限ったことではないが、あらためて国民審査という制度のあり方を問われている。なにゆえ、どのような経緯で、ほかならぬこの人がこの重責に就いたのか、国民は知らねばならないが、知る術がない。最高裁判事選任過程の透明化は、国民審査を本来あるべきものとするための第一歩である。

それでも同氏には幾つかの積極面の評価が可能である。前回国民審査では、弁護士からの最高裁判事選任が、「一弁、一弁、また一弁」(第一東京弁護士会)と特定の弁護士会、しかも大企業や政府機関に親密な巨大ローフーム(法律事務所)の企業法務専門弁護士に偏っていることが問題となった。本来、司法は行政権力や社会的強者から独立していかなければならない。巨大ローフームを介しての最高裁と、財界や行政との癒着とその弊害が懸念された。

高須氏は一弁出身ではない。市民を顧客とする、ごく小規模な法律事務所の、いわゆる「町弁」(町医者に喰えられる弁護士)である。それだけのことでも、積極的評価をされる現状なのだ。

最高裁ホームページでの同氏の紹介を見る限り、マイナス面は見られない。人柄には好感がもてる。人権擁護という本来の使命に向けての今後を期待したい。

高須順一裁判官がかかわった最高裁での裁判

高須氏が所属する第二小法廷は最高裁長官もその一員になっている。ただし、たいていは最高裁長官を除く4人で審議される。

その中にあって高須氏は2024年10月の衆院選をめぐる「一票の格差」訴訟の上告審で、「多数意見と異なり(略)違憲状態にあったと考える」とする意見をつけた。実質的には反対意見に近い。この総選挙では最大で2.06倍の「一票の格差」があった。この点が憲法違反かが争われた。2025年9月の第二小法廷(尾島明裁判長)は「合憲」と判断した。

格差は正のための「アダムズ方式」に基づく新たな区割りを導入しても、10選挙区で格差が2倍を超えていた。それでも判決は「格差の程度が著しいともいえない」と述べた。これに対して、高須氏は「憲法の保障する投票価値の平等を害する状態だった」と指摘した。2倍をわずかに超えるくらいならかまわないとする判決は、「一票の価値」の平等の観点からみて確かにおかしい。

また、この訴訟が大法廷に回付されず小法廷で判断されたことも議論をよんだ。「一票の格差」訴訟は「投票価値の平等」など憲法にかかる大きな論点につながる。それゆえ通常では最高裁裁判官15人全員がそろそろ大法廷に回付され、判断されてきた。高須氏は大法廷回付を主張したが、他の3人に退けられたとも考えられる。高裁判決はいずれも「合憲」で一致していたからだ。とはいえ、新たな区割りにより行われたのだから、大法廷で判断する必要があったとの意見には説得力がある。(西川伸一 明治大学教授)

原発事故自主避難者明渡し事件

東電福島原発事故で自主避難し、応急仮設住宅として提供された国家公務員住宅に、無償供与期間が終わった後も住み続けた子ども連れの女性住民に対し、福島県が明渡しと家賃相当分の支払いを求めた訴訟の判決で、最高裁第二小法廷(三浦守裁判長)は、住民の上告を棄却した。住民は、2017年3月末で住宅の無償供与を打ち切ったのは被曝の恐れのある福島への帰還を事实上強制するもので、住宅に住み続ける権利があると主張したが認められなかった。

もっとも三浦裁判官だけが反対意見を述べた。三浦氏は、そもそも福島県には国に代わって退去等を求める債権者代位権の当事者になる資格(原告適格)がないと指摘した。また、国が原発事故後に定めた避難指示(解除)基準は法令に基づくものではないため避難の継続には合理的根拠があり、居住の安定は生存の基礎であることから、住民の健康状態や家族関係などを検討するため高裁に差し戻すべきだと述べた。三浦氏は、2022年6月17日の東電福島原発事故最高裁判決において、ただ一人国の責任を認めている。

一方で、高須裁判官は、「被災世帯の住居の確保という重要な法律問題を有する」などと住民へ寄り添う姿勢は示すものの、退去等を命じた多数意見にくみした。三浦氏のような原発の「安全神話」を非難する視点、そして原発避難者への国や福島県の施策への批判的な視点があれば、高須氏も少なくとも権利濫用論などを用いて住民の権利保護の判断を示せたはずである。(大山勇一 弁護士)



おきの まさみ
沖野 真巳

第三小法廷
学者出身
2025年7月24日就任

LPガス無償配管商法

沖野真巳氏は、2025年4月に東京大学法学部長となり、同年7月に転身して最高裁判事となつた。評議の高かった同じ学者出身の宇賀克也氏の後任である。

学者は、学問的良心を根底に据えて研究活動を行う。だから、多くの学者出身判事の判断には時流に流されない安定したものがあり、その業績には見るべきものがある。東大教授から学者枠での最高裁判事を思い浮かべると、田中耕太郎氏を極端な例外として除外すれば、横田喜三郎(国際法)、田中二郎(行政法)、団藤重光(刑事法)、宇賀克也(行政法)と、立派な業績を遺した重鎮が並ぶ。沖野真巳氏には、この諸氏に連なる後継者としての期待が大きい。

にもかかわらず、沖野氏の学者としての業績や姿勢を語る材料は極めて乏しく、国民審査における評議は難しい。専門は民法、消費者法、信託法というが、体系書の単著はない。中労委の公益委員歴が長いが、関係者の記憶に残る活動は聞こえてこない。存在感が乏しいのだ。

最高裁ホームページでの同氏の自己紹介では、そつなく謙虚な言葉がならぶ。もちろん、破綻はない。しかし、人権擁護や弱者救済、あるいは社会法の理念としての実質的公平といった言葉は見られない。司法の独立や、憲法の理念を擁護するとの言葉もない。既に、女性であることで評議される時代ではなく、期待が大きいだけに同氏の学問的良心の輪郭が見えないことが物足りない。今後を見極めるのみと言うほかはない。

沖野真巳裁判官がかかわった最高裁での裁判

沖野裁判官は最高裁判事就任から約半年で、目立った個別意見はありません。

しかし、その中で注目されるのは、昨年12月23日のLPガス業者と消費者との間の紛争2件の判決です。関東地方の一部、特に埼玉県などでは、LPガス業者が建売業者と結託し、ガス管などの供給設備を戸建て住宅の壁に埋め込むなどして、消費者との間の契約ではこれを貸与する形にし、消費者が他のLPガス業者に乗り換える時には設備代金相当額を請求するという「無償配管商法」が長らく蔓延していました。これに対する下級審判決は、結論も理由も区々に分かれています。

今回の最高裁判決2件のうち、原審で消費者が勝訴していた事件では、ガス管などの設備は建物に付合しており分離することはできないから、民法の規定に従って業者は所有権を失っているとの理由で、設備代金等を請求する業者の上告を棄却しました。一方、原審で業者が勝訴していた事件では、設備の売買予約は消費者契約法が適用される違約金条項に該当すると評議し、業者の平均的な損害が立証されていないとの理由で、原判決を破棄して業者の請求を棄却する消費者逆転勝訴判決を言い渡しました。

結論としては裁判官全員一致の判決であり、合議の過程は不明ですが、民法と消費者法を専門とする学者出身の沖野裁判官が議論をリードした可能性もあります。社会的弱者である消費者の権利保護に尽力する姿勢を今後とも期待したいところです。(竹内浩史 弁護士・元裁判官)

国民審査の問題点・投票上の注意点

1 信任できない裁判官には1人1人に×を付けましょう。

X	
高須順一	沖野真巳

2 何も書かないと、信任投票になってしまいます。

高須順一	沖野真巳

3 ○や△など、×以外も書くと、全体が無効になってしまいます。

△	○
高須順一	沖野真巳

4 信任か不信か判断できないときには、投票用紙を受け取らないようにしましょう。



※裁判官名の記載順は、上記通りでない場合があります。

- 1枚の投票用紙に対象裁判官全員の氏名が印刷され、罷免したい個々の裁判官ごとに「×」をつけるしくみです。わからないから棄権するつもりで何も書かなかつた投票は、すべて「信任」になってしまいます。
- 棄権したい場合、投票用紙を受け取らないことはできますが、投票用紙は1枚なので、裁判官ごとに信任・罷免・棄権をわけて投票することはできません。
- 「×」以外の記載は認められず、「○」などをつけるとその投票用紙はまるごと無効にされるという問題もあります。